

# 『紫式部日記』の人物関係考——具平親王家の婚姻——

新山 春道

## 一 はじめに

昨今、新聞やテレビなど各メディアがしきりに取り上げるように、本年二〇〇八年は「源氏物語千年紀」であるとされている。すなわち、今年が王朝文学の最高傑作・日本古典の最高峰と謳われる『源氏物語』が執筆されてから千年が経過した記念の年である、と言うのである。しかしながら、この「執筆されてから千年」という規定には、さすがに文学作品らしく一種の「言葉の綾」があることに注意が必要である。それは、起算点の問題である。物語作者とされる紫式部が『源氏物語』を執筆し始めた年から数えて今年が千年に当たるのか、それとも物語が完結した年から数えて千年に相当するのか、という問題である。周知のように五十四帖を擁し、原稿用紙に換算して約四千枚以上ともいわれ、主人公光源氏の生誕前の物語前史から語り始め、光源氏死後、その孫に相当する匂宮など第三世代が物語の中心になる宇治の物語まで、物語内時間にして約八十年以上もの長きにわたる長大な物語が、わずかな期間のうちに完成するはずがないのは理の当然である。従って、物語全

卷の完成に至るのには数年ないしは十数年の歳月を必要とすることが想定され、それ故、起算点を起筆時とするか完成時とするかによって「千年目」とする年にはかなりの振幅が発生するのである。そして、さらに問題を複雑にするのは、『源氏物語』の起筆、および完成の、そのいずれの年もまた特定することが不可能という事態である。『紫式部日記』の記事などから、『源氏物語』が貴族社会の中で評判になっている事実が把握できるため、ある時期までには、物語の一部分が完成しそれが流布していたことが知られ、また同『日記』の記述から『源氏物語』と推定される物語が、夫宣孝を亡くした失意の中で、そこから立ち上がるための営為として書き継がれていったということも判明する。しかしながら、それがいったい何時のことであるか、となると否として知ることが出来ないのである。これが、完成時となると問題はさらに困難を極める。完成を推認させる資料が皆目見あたらないためである。むろん、これまでに蓄積された膨大な研究史上、起筆も完成もその時期の推定はなされている。だが、起算点を起筆時に設定した場合にも、また完成時に設定した場合にも、その年次を特定することは、いずれの学説を採るかということなり、学会内外に様々な軋轢を生むことは明らかである。このような様々な事情から、『源氏物語』が年次の特定可能な文献に最初に登場した時点を起算点として「千年」という規定となり、それに相当する記事が『紫式部日記』の寛弘五年（一〇〇八）十一月一日の敦成親王の誕生儀礼にみえる以下の

御五十日は霜月の朔日の日。：左衛門の督、「あなかしこ、このわたりに、わかむらさきやさぶらふ」と、うかがひたまふ。源氏に似るべき人も見えたまはぬに、かの上は、まいていかでものしたまはむと、

聞きゐたり。(二六二・一六五)<sup>(1)</sup>

の記事である。三舟の才を謳われ貴族社会にその文名が轟いていた藤原公任が、親王誕生後五十日を祝う祝賀の宴席に列席し、そこにおいて紫式部に呼びかけているのであるが、その文言の中で傍線を付した部分が『源氏物語』を踏まえているところから、前記の規定に相当するとされているのである。その『紫式部日記』寛弘五年の敦成親王<sup>あつひさ</sup>五十日の祝いの少し前に、

中務の宮わたりの御ことを、御心に入れて、そなたの心よせある人とおぼして、かたらはせたまふも、

まことに心のうちは、思ひゐたることおほかり。(二五〇)

と、道長が具平親王家と縁を結ぶことを切望して具平親王家と密接な関係がある紫式部にさまざまに相談を持ちかけている一文が見える。そして、その相談を受けた紫式部の感慨をあらわしたものが傍線部であり、表現として不完全で理解しがたいものの一つとされている。<sup>(2)</sup>この部分に触れる注釈書は多くなく、例えば「新全集」においては、校注担当の中野幸一氏は「：いろいろと相談してくる態度に、式部は微妙な複雑な思いをしたのであろう。」と注を施している。本稿はこの紫式部の感慨、胸中で思い悩む様々なことの内容について考察を試みるものである。

## 二 先行研究

秋山虔氏は、当該部について「紫式部が自分の内部を、このようにしかしるしえなかった」「文字どおり筆舌に尽くしえない内的な体験であるがゆえに、このようにのみ記述する」とされ、この後の十月十七日、敦成親王家職員人事の結果とそれへの感慨（「かねても聞かで、ねたきこと多かり。」（一六〇））と関わらせて、紫式部の系族の道長勢力圏からの疎外感として一括りに理解されている。つまり、紫式部の精神は「絶望的な没落感につらぬかれて」おり、「一介の女房として、道長からすればいちだんとひくく、眼中にもおかれぬ人間としてのみすばらしさが屈辱的に痛感され」、「このようなことを投げ出す以外にすべもなかった」と結論づけておられる。<sup>(3)</sup> 卓見であるが、それでも当該部は具平親王家との婚姻に関しての感慨であり、敦成親王家職員人事と関わらせて理解することになお疑問なしとはしない。

これに対して萩谷朴氏は、古注の説を丹念に否定した上で、様々な推測を交えて詳細に考察しておられる。それは、①紫式部の女性としての感情と道長の妻倫子の嫉妬の可能性への配慮、②紫式部の具平親王に対する敬愛の念に基づく、仲介の労の煩わしさ、③具平親王家と、現実的にはもはやなんの影響力も行使しえない関係であることによる、道長の期待にそえないことへの心苦しさ、④成婚によるその対価としての紫式部の系族の栄達と、自身の一人娘賢子の玉の輿の対象となる相手の減少という二律背反、等が複雑多岐に分裂矛盾して混在する心理であるとされる。<sup>(4)</sup> 傾聴に値するが、推測の上に成り立っている点が不安なしとはしない。また、

福家俊幸氏は秋山氏の論考を萩谷氏の意見によって否定し、先に提示をした萩谷説の③を取り入れ、「思ひるたることおほかり」の内容については、具平親王家と式部との間に「何らかの軋轢」が存在し、それはかつての主家であったと推定される具平親王家を裏切って彰子に新たに仕えるという、二君にまみえる造反行為に根ざすものとされる<sup>(5)</sup>。新たな読み解きではあるが、女房の忠誠心がそれほどまでに重視されるか、また、仮に式部の真摯な忠誠心を認めるにしても、福家氏が具平親王家出仕の論拠の一つとされる後藤祥子氏の『紫式部集』五二番歌の解釈は、式部が彰子のもとへ出仕することについて、具平親王からそれを了承したという旨を伝えてきたものとされる<sup>(6)</sup>。ならば、他ならぬ具平親王その人が出仕を了承したのであるから、具平親王への忠誠心は式部の懊悩の原因とはなり得ないのではないだろうか。——それ故にこそ、「かつての同僚女房からの白眼視」という、親王その人ではなく親王周辺の女房との軋轢の存在を推定するのであるが、主人が了承した事柄に従えないのであれば、そうした周辺女房達のありようをこそ不忠とよぼう事も可能であるだろう。——

ここでは、それらの先学諸氏の見解に対する当否については、ひとまずおくことにしたい。ただ留意したいのは、それらは職員人事や想定し得る周辺諸事情など、状況証拠の積み重ねや、推測の上に推測を重ねているに過ぎず、当該『日記』の文言を生み出す直接の契機となっている、中務卿具平親王家と道長家との婚姻という事態そのものが保有する問題については、全く踏み込んでいないという点である。様々な周辺の諸状況よりも、むしろ注意すべきは、絶大な権勢を誇ったとしても、あくまでも一臣下に過ぎない藤原道長の子息頼通と上席八省卿中務宮二品具平親王の娘、すなわち二世女王である隆姫女王との婚姻という、婚姻態様それ自体なのである。それは、藤原氏と二世女王との婚姻は特殊なものであり、平安初期から院政期前までに名前の知ら

れる二世女王七十五人（再婚一、用例総数は七六）のうち父親王が生存中に藤原氏と婚姻をなした、乃至はなしたと推測されるのはわずかに八例しかみとめられないためである。<sup>(7)</sup>そして、紫式部には、①従兄弟の伊祐が具平親王の落胤頼成を養子としている、<sup>(8)</sup>②紫式部の父為時や亡夫宣孝が具平親王の家司で、侍者であった、<sup>(9)</sup>③紫式部自身がかつて仕えていた、<sup>(10)</sup>という密接な人間関係が具平親王家と存在し、心情的には相当程度具平親王側に好意的であったと思われるからである。従って、前に掲出した当該部については、親王家があまり望まない藤原氏との婚姻を斡旋させられる立場になった心情を表出したものと考えられるのではないだろうか。

### 三 婚姻成立時期

では、この二品中務卿具平親王女・隆姫女王と藤原道長長男・頼通との婚姻は、どの様なものであったのだろうか。両者の婚姻は、前述した『紫式部日記』の他に、『尊卑分脈』第三篇四八五頁の具平親王女子脇付に「従一位隆姫女王 宇治関白頼通公室」<sup>(1)</sup>とあることなどが見え、婚姻の事実については動かない。しかし、婚姻の時期や事情については確定的な史料を見出すことができない。婚姻の時期が問題となるのは、道長が具平親王家との婚姻にむけて動き始めた前掲『紫式部日記』の記事のある寛弘五年十月十余日からわずか九ヶ月後の、寛弘六年七月二十八日に具平親王が四十六歳で薨去しているからである。<sup>(12)</sup>父親王生前の裁可が推認できる婚姻であるか否か、婚姻の時期の特定は婚姻の事情にも関わるのである。また、婚姻の事情が問題となるのは、『紫式部日記』では、道長が親王家との婚姻を切望しているが、唯一この両者の婚姻を語る『栄花物語』「はつ

はな」の巻では逆に親王家側が頼通を婿に望み、この親王家側からの打診に道長は「男は妻がらなり」と快諾したと全く正反対の事情が語られているからでもある。<sup>(13)</sup> 作品の性格の相違による記述態度の差異は、ある程度までは容認可能であるが、当該婚姻については、『紫式部日記』・『栄花物語』両作品間で事実関係について齟齬どころか対立をきたしてしまっているのである。これらはいったい何を意味するのであろうか。以下、検討をして行きたい。

この両者の婚姻の時期については、唯一その事情を語る『栄花物語』は寛弘六年（一〇〇八）六月十九日の中宮彰子の還御の記事に続けて語っているので、これ以降。そして、『栄花物語』の記事を信用すれば父親王生前の婚姻であるので同年七月二十八日までの約一ヶ月の間であることになる。しかしながら、家と家との正式な婚姻が、わずか一月あまりで整うという、あまりにも性急な事態の展開は俄には信じがたいものがある。

また、『栄花物語』はあらゆる事柄について道長に対して好意的に、且つ作為的に操作を行うので、この一ヶ月間という時期を信ずるに足るものであるとするかは疑問なしとはしない。萩谷朴氏は、『栄花物語』の両者の婚姻記事周辺の年次についての記述傾向からこの六月十九日以降という時期を「あてにはならない」として、「おそらくは、寛弘六年三月四日権中納言に任じてまもない頃のことかと想像」しておられる。<sup>(14)</sup>

『御堂関白記』寛弘七年五月十四日条には、「左衛門督内方渡」と見え、道長の法華三十講を聴聞しているのでの頃までには婚姻をしていたことがわかる。服喪期間中は正式な婚姻は不可能であり、父母の服喪期間中は一年であるから、寛弘六年七月末から一年間は正式な婚姻はなしえない。従って、父親王生前の婚姻であると考えることができるだろう。むしろ、秘密裏に服喪期間中にもかかわらず婚姻をするということも可能性ま

では否定できないが、道長が長男頼通の婚姻に関して、社会的非難が想定される強引な手法をとったとは考えにくい。寛弘六年の時点で、頼通十八歳<sup>(15)</sup>、隆姫女王十五歳<sup>(16)</sup>であるが、『尊卑分脈』第一篇に見える頼通の子女で、母が隆姫女王ではない人物のうち生年を算出可能なのは、師実<sup>(17)</sup>（二〇四二年生まれ）・通房<sup>(18)</sup>（二〇二五年生まれ）・覚円<sup>(19)</sup>（二〇三二年生まれ）と、いずれも今回の婚姻の時期に先行するものは見あたらず、長和五年（二〇一六）の女子誕生の祈願にさえも及んでいない<sup>(20)</sup>。つまり、頼通と隆姫女王との婚姻は正式な最初の婚姻であると考えることができるだろう。いくら道長でもそのような婚姻を服喪中に秘密裏にするようなことはないと考えられる。

また、『御堂関白集』に、

左衛門督殿の北の方に、初めてつかはす

五<sup>九</sup>おり立ちて今日は引くにもかからねばあやめの根さへなべてなるかな

御返事

六<sup>〇</sup>あやめ草引けるを見れば人知れず深き袂もあらはれにけり<sup>(21)</sup>

という贈答歌が見える。先に示したように寛弘七年の五月は法華三十講を四日から行っており、盛大な仏事のさなかで、菖蒲の関わる五月五日の節句はあまり贈答の契機にはならないことが予想される。従って、この贈答歌は寛弘六年のものと考えることができるだろう。そうであれば、婚姻成立は五月五日以前となるので先に

掲げた萩谷氏の説がより妥当性を増すことにもなるだろう。以上のような検討から、この両者の婚姻は父親王生前に親王家の裁可のある正式な婚姻であると考えてさしつかえないといえる。

#### 四 具平親王と道長

先に示したように、親王家は通常藤原氏を婚姻対象とは考えていなかった。それがなされるのは何らかの事情や目的のある場合であり、安田政彦氏が言われるように、親王家やその祖父天皇などと婚姻対象となる藤原氏との間に密接な信頼関係がある場合であった。<sup>(22)</sup>では、具平親王と道長とはどのような関係であったのだろうか。

具平親王の人物研究としては、大曾根章介氏の「具平親王考」「具平親王の生涯 上・下」<sup>(23)</sup>という大部で総合的な研究と、川口久雄氏の「具平親王の文学と弘決外典鈔」<sup>(24)</sup>という宗教の観点からの研究とを見ることが出来る。両氏の長年にわたる丹念な研究によっても、具平親王と道長との親密な関係というものは見出されていない。それよりもむしろ、精神の上では「反道長」的存在として、高踏的批判勢力という位置づけがなされているようである。大曾根氏は、具平親王が博識で卓越した文才を保持し広く才芸に通じていた要因を「親王が政治的社会的活動から逃れて、自己の全力を学問芸能の世界に投入した」結果であるとし、政治的実権から遠いところに追いやられてしまったがために「不合理の社会から逃避して、精神の自由な世界に」没入していったとされる。それに対して、川口氏は、具平親王は「道長らの摂関的権力機構に対してはげしい批判をうちに秘めて、さりげなく書斎の人として傍観者のように見送るところがあら」り、仏教についても「皇子の名をなげ

うち民衆の世界にとびこみ、出離の生活に自由を求めたい情熱を秘めつゝ、貴族の世界にふみとどまった孤高な市隱的な求道者の姿がある」とされる。両氏ともに、政治的にはばまれたことが親王を芸術や仏教へと駆り立て、道長への批判をもちながらも、それをうちに秘めて孤高に生活する親王像を描いていると言えるだろう。政治的には道長と完全に相容れない立場にあるとされる具平親王であるが、それでは具平親王の得意とする文化的な側面ではいかがであらうか。

後藤昭雄氏の「一条朝詩壇と『本朝麗藻』」によれば、一条朝の詩壇の中心は、内裏・道長の邸宅・具平親王の邸宅、のおよそ三箇所であり、道長は政治のみならず漢文学活動においても一つの大きな勢力を有していたとされる。<sup>(25)</sup> その道長との文化的交流であるが、前掲大曾根氏が資料を博搜なさっても、道長も具平親王もそれぞれが相互の詩宴に参加したという記録は見出し得ていないようである。

わずかに寛弘元年閏九月二十一日に道長が宇治の別業で詩会を催し、その時の道長の詩に具平親王が二十五日に応和し、<sup>(26)</sup> その親王の詩に翌月九日に道長が重ねて応和したのを見るのみである。ただ、これには必ず藤原行成が媒介となっている点が注意される。前掲大曾根氏が具平親王を中心とする詩壇のメンバーとして掲げた十三人「慶滋保胤・大江匡衡・以言・紀吝名・源順・為憲・橘正通・菅原資忠・藤原為時・惟成・斉信・公任・行成等」に入っており、親王文壇の一員なのである。また、行成は親王の為に経の外題や願文などをしばしば書き、弔問にもいち早く訪れるなど、具平親王とは親密な関係のあることがみとめられる。<sup>(28)</sup> その一方で、道長女彰子立后における上表などによって、行成は道長の厚い信任を勝ち得ていた。従って、道長が宇治で作った漢詩を行成が親王に見せ、それによって漢詩の応和が発生した可能性が高いのである。なお、両者が同

席した詩宴は、寛弘四年の内裏密宴<sup>(29)</sup>のみで、それ以外の接点は経の外題の依頼とその履行のみである。<sup>(30)</sup>これは、能書家として有名な親王に書の依頼をしているに過ぎず、親密な人間関係を見てとりうるものではないだろう。このように見てくる時、政治的にも文化的にも、道長は特に具平親王家と親しい関係にあり、後見などを依頼されるような信頼関係を醸成してはいなかったと言えるだろう。

## 五 婚姻の事情

『栄花物語』は両者の婚姻の事情を、親王家側の発意で頼通を婿に望み、この予想外の打診に道長側は畏れ多いと驚き、またこれを快諾した、と語っている。だが、前に見たように、道長は具平親王家と特には信頼関係を醸成してはいない。そのような相手方と婚姻をなすのは不可解といわざるをえない。『栄花物語』が語る隆姫女王と頼通との婚姻の様子は、形式的な公的見解とでもいったものであり、内実は『紫式部日記』にその一端がかいま見えるように、強大な権勢を有する道長の強い要請を親王家側が拒否しきれずにおれた、と言うものであるだろう。しかしながら、父親王の生前に父親王の発意でなされた臣下との婚姻は、親王家側に何らかの事情があって懇意にしている臣下に娘の女王を縁づけたか、何らかの政治的目的があったなどのごく限られた場合である。つまり、通常、親王家は臣下を婚姻の相手方として認識してはいないのであるから、臣下の側からの婚姻の申し込みは一蹴されるのが一般的であったろうし、非現実的なことであつたらう。従って、異例で、一見明白に道長の権勢のもとに屈服し娘を差し出したと判る、「臣下の要請↓親王家側の受諾」という

形式をとらずに、あくまで道長からの打診・交渉は水面下で行い、公式発表の段階では「予想外の親王家側からの打診に、道長の側では驚き喜んで婿となった」という外形を採ることにしたのである。こうした外形を具備することによって、親王家側にとっては、寛弘五年当時に具平親王は四十五歳の高齢でありながら、長男師房は生後まもないという後見の問題があり、世間ではその為になされた後見的な婚姻であると理解する。

——そして、おそらく現実には、道長はその後見の問題につけ込み、そこを中心に親王家側の譲歩を引き出したと考えられる。親王の他の二人の女子はいずれも頼通の後見のもとに縁づけられている上、『尊卑分脈』第三篇四八五頁の師房尻付によれば、師房自身も頼通の養子となっている。<sup>(33)</sup>——したがって、道長の強力な権力を背景にした要請を拒みきれずにそれに屈したという、宮家にとつての屈辱的な事実を隠蔽する事が可能となり、また道長側としても、自らの権力によるごり押しの女王奪取と世間的にうつらずに、親王家から婿として囑望される道長の権勢・頼通の破格の人間性を対外的に喧伝するのに非常に都合がよいのである。「さるは内などにおぼし心ざし給へる御事なれど、御宿世にや、おぼし立ちて婿取り奉らせ給ふ」と、当初の入内の予定を『栄花物語』は語る。しかし、時の後宮では、道長の娘彰子が入内して、敦成親王を出産しており、一条天皇の寵愛も獲得したのであるから、具平親王が介入出来る余地はないであろう。また親王が娘の女王を入内させることは、歴史上ほとんど例をみない。皇位継承を夢見た重明親王<sup>(34)</sup>・藤原氏の介入で東宮位につけなかった為平親王<sup>(35)</sup>の二例をみる限りである。そのいずれの人物にもより強い政治的な志向がみうけられた。しかしながら、具平親王は政治的な志向は希薄である上に、具平親王と一条天皇との血縁上の関係もあまり密接ではない為に、入内の可能性は政治的・後見的のいずれの意味でもほとんどなかったといえる。にもかかわらず

『栄花物語』では、その入内の予定が頼通に変わったことを述べ、それを「宿世」としているところにこうした婚姻の裏の事情が落とし込まれているのだろう。入内というのは、あくまでも女性を縁づけるのであれば理想的な対象としての一般的な物言いであり、語る重点はそこにはなく、重点は後段部にあるだろう。つまり、本来の予定が変わって「御宿世」と諦めるほか無い婚姻を自らの発意とすることではなければならなかった、そのことを入内などなし得ようはずがない具平親王にあたかも入内の意図があったかのように語る一文が示しているといえるだろう。

## 六 式部の胸中

ここで、立ち戻って「まことに心のうちは、思ひゐたることおほかり」という紫式部の感慨を、前に親王家があまり望まない藤原氏との婚姻を斡旋させられる立場になった心情を表出したものと考えられないか、としておいたことについてより詳細に検討をしたい。繰り返しになるが、延暦十二年詔を法的根拠とする藤原氏と二世女王との婚姻は、現実では父親王生前になされることはほとんどなく、二世女王と藤原氏との婚姻は、親王家の体面・名譽に関わることになる。それを知悉していながら、相手方の望まないであろう婚姻を道長の権勢を背景にして、ごり押しするその手先となることへの忌避の思いがそこにはあるのではないだろうか。まして、具平親王家との関係が密接であればあるほど道長の期待の度合いは高まるであろうし、一方で紫式部の親王家に対する裏切りの思いも強くなるのである。道長にとって有益であることは、親王家にとっては不利益で

あるのである。そこには複雑な胸中があるだろう。もし、具平親王に政治的な思惑があれば、政權中枢にある道長と縁戚になることは非常に有効な政治的手段であり、そうした側面からの共通利益が発生し、紫式部および親王家の心的負担も軽減され、それを補ってあまりある政治的な利益を手になることになるだろう。しかしながら、具平親王は学問や詩文、和歌や音楽、書道、など文化や芸術、諸芸道の方に興味を持つ優れた才人であり、文壇の中心人物でもあったから、道長との婚姻によっても共通利益の発生がなく、後見という一点を除いては親王家側にはほぼ一方的に忍従を強いることになる。また、具平親王は政治権力とは無関係な存在で文壇の旗印であり、日々権力のしたに追従せざるを得ない抑圧された文人層の、政治権力に屈しない文壇の一つの精神的よりどころであったとされている<sup>(38)</sup>。それが、道長のもとに組み込まれるということは紫式部の父為時などの文人層に少なからぬ衝撃が発生することさえも想定される。文人世界の政治からの独立した領域を奪うことにもなるのである。そうした、関係各方面への影響の波及を考えると、**「まことに心のうちは、思ひるたることおほかり」**と記すように、紫式部の胸中は穏やかではあり得なかったのではないだろうか。

## 注

- (1) 『紫式部日記』の本文引用は新編日本古典文学全集 二六『和泉式部日記 紫式部日記 更級日記 讃岐典侍日記』（小学館 一九九四年）により、括弧内に頁を示した。傍点等本文加工は筆者。以下同。以下「新全集」と略す。
- (2) 秋山虔「紫式部の思考と文体（二）」『源氏物語の世界』（東京大学出版会 一九六四年）所収。
- (3) 前掲、注二に同じ。

- (4) 『紫式部日記全注釈』（角川書店 一九七二年）上巻三五三頁上段以降。
- (5) 「紫式部の具平親王家出仕考」『中古文学論攷七』（一九八六年一〇月）所収。
- (6) 「紫式部集全歌評釈」（『国文学』一九八二年一〇月）。なお、当該五二番歌については、本文や解釈にまだ定説を見ないところである。例えば、南波浩氏は当該歌を式部が道長の妻倫子に送った歌と解されておられる。また、歌の趣旨は、亡夫宣孝の一周忌を前に式部にとっても亡き夫にとっても又従兄弟同士という間柄にある倫子に、宣孝を偲ぶ私情を訴えかけた、とされる（『紫式部集全評釈』笠間書院 一九八三年）。
- (7) 『日本三代実録』貞観九年一月十九日条には、仲野親王の子女について「有男十四人。女十五人。」（引用は、新訂増補国史大系第四巻（吉川弘文館 一九六六年）による。）と見える。今回掲げた七十五人（総数七六例）のうちに算入したのは名前の確認できる一名に限っているので、残る十三人の二世女王を独身に算入すれば、藤原氏との婚姻は八十九例中八例となり、その特殊性はより際立つことになる。なお、拙稿「二世女王の婚姻―朝顔の姫君を中心に―」（『中古文学』六七号 二〇〇一年五月）もあわせてご参照頂きたい。
- (8) 『尊卑分脈』第二篇四三頁頼成脇付「美者中務卿具平親王男也。依親王命伊祐扶養為子云々」（引用は、新訂増補国史大系第五十九巻（吉川弘文館 一九五九年）による。以下同。）・第三篇四八五頁頼成尻付「為讃岐守伊祐子改姓」（引用は、新訂増補国史大系第六十巻上（吉川弘文館 一九六一年）による。以下同。）・『権記』寛弘八年正月（八日）条頼成割注「阿波守伊祐朝臣男、実故中書王御落胤」（引用は増補史料大成『権記 一』（臨川書店 一九六五年）による）。
- (9) 父為時については、岡一男「紫式部の家系および家族」『増訂 源氏物語の基礎的研究』（東京堂出版 一九六六年）、川口久雄「藤原為時とその漢文学」『平安朝漢文学史の研究 下』（明治書院 一九六一年）ほか参照。夫宣孝については、新日本古典文学大系『土佐日記・蜻蛉日記・紫式部日記・更級日記』（岩波書店 一九八九年）二七二頁脚注一参照。
- (10) 『紫式部日記』（新全集）一五〇頁頭注十一・解説三二頁。注五の福家論文。斎藤正昭「尋木三帖の誕生―具平親王家サロンにおける執筆の可能性―」（『いわき明星大学人文学部研究紀要13』二〇〇〇年三月）など。
- (11) 同様の記事が『本朝皇胤紹運録』にも見られる。
- (12) 『日本紀略』寛弘六年七月二十八日条「今日丑刻。一品行中務卿具平親王村上天皇薨。歳卅六。」による（引用は、新訂増補国史大系第十一巻『日

本紀略（後篇） 百練抄』（吉川弘文館 一九二九年）による。以下同。なお、『御堂関白記』は七月二十九日条に「子時許中務卿親王薨」と記す（引用は大日本古記録『御堂関白記 中』（岩波書店 一九五三年）による）。

(13) 『栄花物語』の本文引用は、松村博司『栄花物語全注釈 二』（角川書店 一九七二年）による。以下同。

(14) 『紫式部日記全注釈』（角川書店 一九七二年）上巻三五〇頁下段

(15) 『公卿補任』寛弘六年条 権中納言尻付「十八 三月四日任。権大夫如元。同日左衛門督。」による。なお、引用は新訂増補国史大系第五十三

巻『公卿補任 第一篇』（吉川弘文館 一九三八年）による。以下同。

(16) 『中右記』大日本古記録『中右記 一』（岩波書店 一九九三年）寛治元年（一〇八七）十一月二十二日条の薨去記事に「九十三」と見える。そこからの逆算による。

(17) 『尊卑分脈』五九頁「康和五年（一一〇二）二月十三日薨、六十」による。『公卿補任』も同。なお、括弧内の西暦は、筆者の補足。以下同。

(18) 『尊卑分脈』六〇頁「長久五（一〇四四年）四廿七薨、廿」による。『公卿補任』には「二十 右大将。四月廿四日薨。」とあり、薨去の日が若干異なる。

(19) 『尊卑分脈』六〇頁「承徳二年（一一〇九八）四十六入滅、六十八」による。

(20) 『小右記』長和五年（一一一六）五月二十三日条。「昨日左將軍内方参三井寺、始自今日百箇日間、毎日奉頭等身観音一休、奉供養、祈請女子之趣云々、」（引用は、大日本古記録『小右記 四』（岩波書店 一九六七年）による）。

(21) 『御堂関白集』の歌番号は『新編国歌大観』第三巻・私家集編Ⅰ（角川書店 一九八五年）による。引用は、同『新編国歌大観』をもとに私に適宜漢字をあてたなどした。

(22) 「延暦十二年詔」『平安時代皇親の研究』（吉川弘文館 一九九八年）。

(23) 『日本文学論集』第二巻（及古書院 一九九八年）。

(24) 『平安朝日本漢文学史の研究 下』（明治書院 一九六二年）。

(25) 『平安朝漢文学論考』（桜楓社 一九八一年）。

- (26) 『御堂関白記』寛弘元年閏九月二十五日条、「從中務宮、賜右大弁許宇治作文余詩和。」(引用は大日本古記録『御堂関白記 上』(岩波書店 一九五二年)による)。
- (27) 『御堂関白記』寛弘元年十月九日条、「以右大弁、奉中書王先日御作文和。」(引用は大日本古記録『御堂関白記 上』(岩波書店 一九五二年)による)。
- (28) 『権記』長保四年五月五日条、「詣中務卿宮、亦奉小女君去一日亡去、其由奉弔也。」(引用は史料纂集『権記 第二』(統群書類従完成会 一九八七年)による)。寛弘六年八月十四日条、「申剋故中務卿親王薨奏、…染殿、□訪故宮北方」(引用は史料纂集『権記 第三』(統群書類従完成会 一九九六年)による)。
- (29) 『御堂関白記』寛弘四年四月二十五・六日条、「西時中務卿親王參末前召御前、…召人、西時中務親王・前大宰帥親王・余・右大臣、…中務親王代盃飲後、從西階下拜舞、…兩人親王各可叙一品者、退下進座上仰兩親王、…此兩親王下從長階拜舞、…余献御笛、中務親王琵琶彈」(引用は大日本古記録『御堂関白記 上』(岩波書店 一九五二年)による)。
- (30) 『御堂関白記』寛弘元年五月十八日条、「以知章朝臣、中書王御許奉自書寫經、是依外題也。」寛弘二年九月十八日条、「以則友朝臣、中務宮奉經、外題書給、」(引用は大日本古記録『御堂関白記 上』(岩波書店 一九五二年)による)。
- (31) 『尊卑分脈』第三篇四五八頁、師房脇付。承保四年(一〇七七)二月十七日薨 七十歳による逆算。『公卿補任』も同。但し万寿元年(一一〇二四)に「十五」才とも見える。
- (32) 具平親王次女の婚姻については、『栄花物語』「たまのむらぎく」の巻に、「我御女のやうに、よろづをおぼしそそきたたせ給ふ」と見え、『御堂関白記』長和二年十二月十日条には「故中務卿女子參、…其装束甚以過差、是大納言所為也」と見える(引用は大日本古記録『御堂関白記 中』(岩波書店 一九五三年)による)。
- また、嬪子女王については、一品の宮資子内親王の養女になったことも『栄花物語』「たまのむらぎく」の巻に「その御扱ひも、ただこの大將殿よろづせさせ給ふ」と、頼通の後見差配があったことを語る。同「根あはせ」の巻に語られる教通との婚姻は、「殿の齋宮」という呼称で語られ、これは同居乃至は猶子になっていたことを推測させるものであるという。『栄花物語全注釈』

(33) 『尊卑分脈』第三篇四八五頁、師房尻付「為宇治関白猶子云々。『公卿補任』万寿元年「関白左大臣頼通為子」。また『台記』仁平三年十二月二日条には、頼通一家に組み込まれている旨の評が見られる。

(34) 『李部王記』（資料纂集『李部王記』（統群書類従完成会 一九七四年）解説三頁、及び、同書収載参考編93の『中外抄』）「…而彼王夢ニ東三條の南面ニ金鳳來舞、仍李部王雖被存可即位由不相叶」の記事参照。

(35) 『大鏡』（引用は『日本古典文学全集』（小学館 一九七四年）による）「師輔」伝「…冷泉院の御次に、まづ東宮にもたちたまふべきに、西宮殿の御婚におはしますによりて、御弟の次の宮にひき越されさせたまへるほどなどのことも、いといみじく侍る。…式部卿の宮、わが御身の口惜しく本意なきを、思しくづはれてもおはしきで、なほ末の世に、花山院の帝は、冷泉院の皇子におはしませば、御甥ぞかし、その御時に、御女奉りたまひて、御みづからもつねにまるりなどしたまひけるこそ、…御継などのおはしませば、いにしへの御本意のかなふばかりけるとも…」。

(36) 具平親王の権力志向については、道長と縁戚になったことをもって、権勢への思いがあったとする意見も見られるが、これまで見てきたような後見を主とした婚姻の事情に鑑みる時、単に道長との縁戚をもつて政治的な志向ありと即断することは否定されてしかるべきであるだろう。

また『本朝麗藻』巻下（引用は『群書類従』八、文筆部による）に見える、具平親王が亡き橘正通の詩集を紐解いての感慨を詠んだ

題「故工部橘郎中詩巻」

君詩一帙涙盈巾。潘謝末流原憲身。

黄卷鎮携疎牖月。青衫長帶古叢春。

文華留作荆山玉。風骨消為蒿里塵。

未<sub>レ</sub>公茫茫天道理。滿朝朱紫彼何人。

この詩は、強烈な政治批判に彩られてはいる。これについては、前掲大曾根氏の「現実の不条理とともに天道にも不信を抱く親王の極度の絶望感を示している。そして廟堂に跋扈する暗愚な朱紫の奴輩に対し、激怒の情を爆発させている…しかも憤慨の裏に正通を救うことができなかった無力に対する自責の念が潜んでいたことも否定できない」（具平親王の生涯 上）という理解によりたい。強い権力志向と言うよりも、自

らの政治的な無力さ故にそれを現実から離れた詩の世界でしか爆発させられない姿であると解しておきたい。

- (37) 『源氏物語』若菜下に、「何かは。かしづかむと思はむ女子をば、宮仕につぎては、親王たちにこそは見せたてまつらめ。ただ人の、すぐよかになほなほしきをのみ、今の世の人のかしこくする、品なきわざなり」(引用は、新編日本古典文学全集23『源氏物語』四(小学館 一九九六年)より)など。

- (38) 注二三に見える大曾根氏の「具平親王考」参照。及び、注二五の後藤氏の論文を参照。なお、後藤氏は『本朝麗藻』は、一条朝詩壇を正確に反映したものではなく、具平親王を中心に不遇をかこつ文人達の勤学会などの『党』としての強固な結束力を反映したものとされる。